



金 沢 市 公 報

第 2 8 6 0 号 の 2

平成28年(2016年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		○振動規制法の規定による振動を防止する地域の指定について (") 4
○騒音規制法の規定による騒音について規制する地域の指定について (環境指導課)	1	○平成8年告示第28号(振動規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について)の一部改正について (") 4
○平成8年告示第24号(騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について)の一部改正について (")	1	○平成8年告示第29号(振動規制法施行規則の規定による区域の指定について)の一部改正について (") 4
○平成8年告示第25号(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定による区域の指定について)の一部改正について (")	2	○平成8年告示第30号(振動規制法施行規則の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分の設定について)の一部改正について (") 4
○騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による指定地域に係る区域の区分の設定について (")	2	○環境基本法の規定による騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について (") 4
○悪臭防止法の規定による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準の設定について (")	2	

告 示

●金沢市告示第64号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において一般の縦覧に供します。

平成23年告示第21号(騒音規制法の規定による騒音について規制する地域の指定について)は、平成28年3月31日限り廃止します。

平成28年3月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

金沢市の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域(別添図面は、登載を省略します。)

●金沢市告示第65号

平成8年告示第24号(騒音規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成28年3月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

備考第1項中「平成23年告示第21号」を「平成28年告示第64号」に改める。

●金沢市告示第66号

平成8年告示第25号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の規定による区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

備考中「平成23年告示第21号」を「平成28年告示第64号」に改める。

●金沢市告示第67号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考の規定により、指定地域に係る区域の区分を次のとおり定め、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

なお、区域の区分を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において、一般の縦覧に供します。

平成23年告示第24号（騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定による指定地域に係る区域の区分の設定について）は、平成28年3月31日限り廃止します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市の区域のうち、別添図面に次のとおり色分けして着色した部分の区域（別添図面は、登載を省略します。）

区域の区分	a 区域	b 区域	c 区域
色 別	青	黄	赤

●金沢市告示第68号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を指定するとともに、同法第4条の規定により当該地域に係る特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を定めるので、同法第6条の規定により次のとおり告示し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

なお、規制地域を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において一般の縦覧に供します。

平成23年告示第29号（悪臭防止法の規定による悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域に係る規制基準の設定について）は、平成28年3月31日限り廃止します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 規制地域

A 地域	別添図面に青色で着色した部分の地域
B 地域	別添図面に赤色で着色した部分の地域

備考 別添図面は、登載を省略します。

2 敷地境界線における規制基準

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度（大気中における含有率）	
	A 地 域	B 地 域
アンモニア	100万分の1	100万分の2
メチルメルカプタン	100万分の0.002	100万分の0.004
硫化水素	100万分の0.02	100万分の0.06
硫化メチル	100万分の0.01	100万分の0.05
二硫化メチル	100万分の0.009	100万分の0.03
トリメチルアミン	100万分の0.005	100万分の0.02
アセトアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
プロピオンアルデヒド	100万分の0.05	100万分の0.1
ノルマルブチルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.03

イソブチルアルデヒド	100万分の0.02	100万分の0.07
ノルマルバレルアルデヒド	100万分の0.009	100万分の0.02
イソバレルアルデヒド	100万分の0.003	100万分の0.006
イソブタノール	100万の0.9	100万分の4
酢酸エチル	100万分の3	100万分の7
メチルイソブチルケトン	100万分の1	100万分の3
トルエン	100万分の10	100万分の30
スチレン	100万分の0.4	100万分の0.8
キシレン	100万分の1	100万分の2
プロピオン酸	100万分の0.03	100万分の0.07
ノルマル酪酸	100万分の0.001	100万分の0.002
ノルマル吉草酸	100万分の0.0009	100万分の0.002
イソ吉草酸	100万分の0.001	100万分の0.004

3 煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。 (q 流量 (単位: 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He 悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第3条第2項に規定する方法により補正された排出口の高さ (単位: メートル) Cm 前記2の規制基準として定められた値 (単位: 百万分率) 補正された排出口の高さ (He) が5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。)
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

4 排水水における規制基準

特定悪臭物質の種類	工場その他の事業場から敷地外に排出される排水の量	濃度の許容限度 (排水1リットル中のミリグラム)	
		A 地域	B 地域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫 化 水 素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02
硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07

二 硫 化 メ チ ル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09

●金沢市告示第69号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において一般の縦覧に供します。

平成23年告示第25号（振動規制法の規定による振動を防止する地域の指定について）は、平成28年3月31日限り廃止します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域（別添図面は、登載を省略します。）

●金沢市告示第70号

平成8年告示第28号（振動規制法の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

備考第1項中「平成23年告示第25号」を「平成28年告示第69号」に改める。

●金沢市告示第71号

平成8年告示第29号（振動規制法施行規則の規定による区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

備考中「平成23年告示第25号」を「平成28年告示第69号」に改める。

●金沢市告示第72号

平成8年告示第30号（振動規制法施行規則の規定による指定地域に係る時間の区分及び区域の区分の設定について）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

備考中「平成23年告示第25号」を「平成28年告示第69号」に改める。

●金沢市告示第73号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の地域の類型を当てはめる地域を指定するので、次のとおり告示し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

なお、指定する地域を表示する図面は、金沢市環境局環境指導課において一般の縦覧に供します。

平成24年告示第54号（環境基本法の規定による騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定について）は、平成28年3月31日限り廃止します。

平成28年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市の区域のうち、別添図面に次のとおり色分けして着色した部分の地域（別添図面は、登載を省略します。）

地域の種類の区分	A地域	B地域	C地域
色 別	赤	黄	青

平成28年(2016年)3月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	